

嫁ぐ日

菊薫る11月——。

さわやかな秋の日ざしを浴びて、
お嫁入り。

祝福され、励まされ、希望に満ち
て、第2の人生への楽しい旅立ち
のときです。

最大の幸せに胸ふくらむ、こん
な光景が、あちこちで見られるこ
の頃です。



No. 64

人口の動き	
総 人 口	9,956 人
男	4,457 人
女	5,499 人
世 帯 数	2,341 戸
転 入	22 人
転 出	45 人

(9月末住民登録人口より)



(川辺町農協会館入口にて)

秋の全国火災予防運動＝十一月二十六日～十二月二日



隣にも声かけあって よい防火

本町の火災発生――

「冬の昼間」が赤信号

昨年全国で発生した出火件数は五万七千六百一件で、この火災による損害額は八百十八億九千八百万円もの巨額にのぼったということです。

本町においても、昭和四十四年から四十七年までの四年間に二十一件発生しており、その損害額は約一千六百万円に達しました。また、ことしに入つてこの六月まですでに六件の出火が生じており、火災の一件もない町にするためにも、いままでに発生した火災の状況をくわしくみる必要がありましよう。

まず、この四年間に発生した二十一件を月別にしてみますと、一月、二月、五月のそれぞれ四件を最高に、七月、十月が二件づつ、以下三月、六月、八月、九月、十月

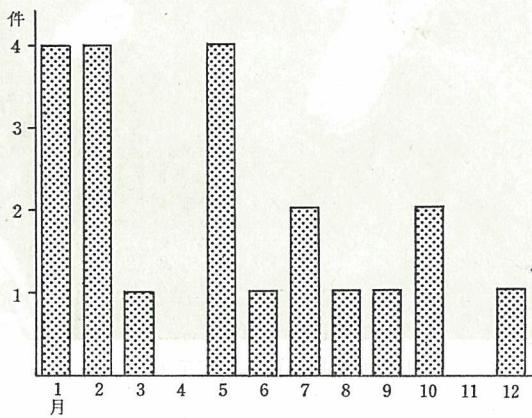
二月がそれぞれ一件づつ発生しています。これをみると「火」の使用回数と気象条件とに大きく影響されていることがわかります。

「冬の昼間」が赤信号

二月がそれぞれ一件づつ発生しています。これをみると「火」の使用回数と気象条件とに大きく影響されていることがあります。

過熱によるものが五件でもつとも多く、タバコの不始末、ガスコンロなどへの引火が三件づつ、以下の二つの火遊び、ローソクによるものがそれぞれ二件、自然発火、風呂場からの出火が各一件、そして原因不明なものが四件を占めています。

月別火災発生状況 (44~47年)



それは、「火」の使用回数の高い時期、すなわち平均温度の低い冬季、また空氣の乾燥する春季に出火するところが、多いことを示しているといえます。

の火災の原因を調べてみますとストーブなどの

十一月二十六日から十二月二日までの一週間、全国いっせいに秋の火災予防運動を行なわれます。この運動は、これから火災シーズンを迎える前に火災に対する認識を新たにし、一件でも火災をなくすために行なわれるものです。火災のほとんどは、火気取り扱い上の不注意から発生しています。「火」はわれわれが生活していくうえにおいてなくてはならないものですが、いつもなに気なく使用しておりますために火の取り扱いがおろそかになりますが、いつもなに気なく使用しております。しかし、火災が起きてからはもう取り返しがつきません。物が灰になるばかりではなく、尊い命まで失うことになります。だれもが、常に火の元を点検し火を正しく使う習慣を身につけましょう。

原因別、年次別発生状況

原因	44年	45年	46年	47年	計
ストーブなどによる過熱	2		1	2	5
タバコの不しほつ			1	2	3
ガスコンロなどに引火		1	1	1	3
子どもの火遊び		1	1		2
ローソクによるもの		2			2
自然発火		1			1
風呂場からの出火			1		1
その他(原因不明のもの)	1	1		2	4
計	3	6	5	7	21

では、一日のうちどの時間帯に多く発生しているかみてみましょう。火災は、夜のイメージが強いという感じですが、過去四年間の発生時間を見ますと、午前九時(午後五時)が四七・六%にあたる十件がトップで、夕方(午後五時~十時)は七件、夜間(午後十時から午前五時)は四件となっています。

以上、これらの内容を集約すると、「川辺町の火災の多く発生する条件は、一、二月の冬の時期の屋間、ストーブなどによる過熱で出火」と、いうことがいえます。この結果から反対にいえることは、この時期、この時間、ストーブに気をつけたならば、今後の火

災の何割かは防げることができると思います。

私たちの家庭では、昔とちがつた文化的な方法で火を使っていますが、火事になれば大切な財産が灰になるのは、今も変わりません。どうすれば火事を防ぐことができるか、それはだれもが知っています。それで、あとはそれを実行するかしないかが大切なことです。これからは暖房器具を使うことが多くなり、原因からでもわかる

しかし、器具が原因でなく、それを取り扱う私たち人間が原因のことが多いかも知れません。消防団、消防署の人は火事になったときの初期消火はもちろん、火災予防にも力を入れていますが、私たちひとりひとりが消防士になつたりで「火の用心」につとめることこそ大切なことでしょうか

早い通報、少ない損害

火事！すぐ一一九へ

私たちの大切な財産や人命を火から守るために、火災をださないよう注意することはもちろんですが、もし火災が発生したらその損害を最少に止めることが必要となつてきます。そのためには何よりも正確で、早い通報が要されます。

こうしたことから、可茂消防川辺出張所では、火災発生時における通報などについての協力やお願ひを、次のように望んでいます。

▽消防活動の障害となるもの(自動車など)をいち早く除去してほしい。

▽消防隊員が少ないため、飛び火や火災とまぎらわしい煙などを発するときは事前に届け出を

下さい。

▽火災警報が発令されたら、火の警戒など応援を求めることがありますので、協力してほしい。

▽現場近くの水利(防火用水など)を知っている方は、消防隊がつたらすぐ知らせてほしい。

▽火災の原因調査をする警戒区域に立入らないように。

火災とまぎらわしい煙などを発するときは事前に届け出を下さい。

火災とまぎらわしい煙または火災を発するようなときは、事前に消防署へ届け出してください。(電話でもよい)

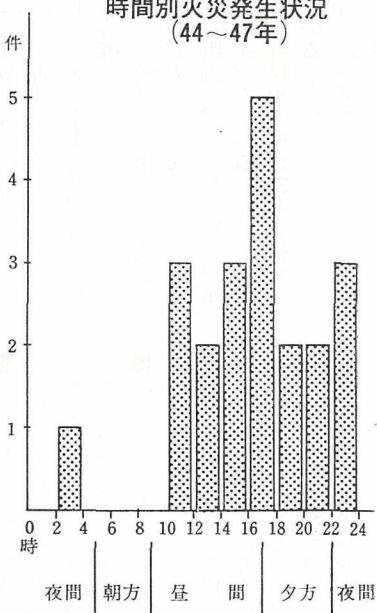
なお、燃やす場合には消火準備をし、監視人をおいてください。すんだら、後しまつを十分に行なうこと。

▽屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。

▽残り火、取り灰または火粉をしまつすること。

▽屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

時間別火災発生状況(44~47年)





みんなで農地を正しく守ろう

生活をうるおす緑と青い空、澄んだ空気や清らかな水——これらは生きていくための宝です。いくら金があっても、これらの宝は買うことができません。さいわい私たちの住むるさとには、美しい自然があります。たとえ貧しくとも自然の宝があることを誇りにし、これをたいせつに守つていかなければなりません。

最近わが国では土地開発がブームとなり、不動産業者による土地の買いしきめが大きな社会問題となっています。いつの間にか、緑の山や草原が、そして広大な田畠が開発業者の手にわたり、乱開発によって自然がこわされ、生活環境がそこなわれています。

こうした土地の買いしきめや乱開発を防止するため、関係農業団体と県下各市町村が一体となつて「農地を正しく守る運動」が実施されています。

運動のねらい

農家が生活していくうえにおいて農地はなくてはならないものであります。農地があるところに農業が発展し、農村が繁栄するわけです。農地を商品と同じように簡単に売買していくと、農村の破壊、過疎化を招くことになります。

それには、何よりもまず農地を大切にすることだという自覚が必要です。

農業、農村が受けもつ役割りは国民食料の供給だけでなく、自然環境の健全な保全、レクリエーション

ヨン需要に応える天然資源をもつています。多面的なたらきを巾広く理解する必要があります。

今後、農家が経営規模を拡大し農地保有の合理化を図るとき、また農村開発のために農地を他の用

途に転用するときは、必ず農業委員会、農業協同組合に事前に相談する必要があります。

そして、無秩序な開発、虫喰い開発を防止するとともに、町づくりに合った土地利用を進めなければなりません。

農地や原野など、わたくし達のくらしを守る宝を手放す前に、もう一度よく考えてみましょう。乱開発をさせないためにも——

中・小企業等特別融資条例を設置

—第四回臨時議会—

川辺町公共事業等実施にともなう中小企業等特別融資条例などを審議

する第四回臨時議会は、さる十月二十三日に開かれ、原案どおり可決されました。

可決された案件

■ 川辺町公共事業等実施にともなう中小企業等特別融資条例の制定について

これは、町が行なう公共事業等（町長が認定する）によって直接町内業者に経営の支援をきたす場合、その資金難を緩和するため制定されたものです。

△ この資金を借り受けできる者

町内に店舗、工場または事業所

を有する中小企業者で、次に条件

にある者

(1) 常時使用従業員二十人以下

の個人および法人

(2) 町内で、一年以上同一の事

業を営んでいること

(3) 町民税の所得割を完納して

いること。

■ 教育委員会委員の任命について

任期満了による教育委員会委員

の任命について、小栗美好氏を任

命し議会の同意を得ました。

■ 昭和四十八年度一般会計補正予算について

今回は五百一萬六千円を追加し

歳入歳出総額を五億九千百二十一

万五千円としました。これは公共

事業施行にともなう中小企業融資

預託金、五百万円がおもな補正と

なっています。

これは町が岐阜県信用保証協会を介し、資金を貸し出すするというもので、そのおもな内容は次のとおりです。

一、まず町は、融資を行なうため

毎年度予算の範囲内において資

金を県信用保証協会に貸付ける

（1）貸付けの条件

▽ 貸付け限度額

家庭の食事に

アンバランス

給食センター 栄養調査から

川辺町の児童生徒の体位が、県平均より劣っているということから、給食センターでは昨年一ヶ年の学校給食の栄養価の平均と、家庭の食事の実態を調査し、栄養価の比較をしてみました。

調査は、川辺小学校児童（六年生）三十人に、三日間の朝食、夕食、おやつについて調べました。そのなかで無策意に抽出し、その一例をあげてみると（分量は省略）献立表三日間の一食当たりにした平均栄養価を基準と比較すると図（実線）のようになります。

また、学校給食の昨年一ヶ年の

平均栄養価は、基準と比較すると図（点線）のようになります。

この調査の結果からいえることは、家庭の食事の方は献立のバランスは取れていますが、タンパク質、カルシウム、各ビタミン、脂肪がやや不足していることがいえます。三日間の調査では正確とはいえませんが、今一度家庭の食事に注意し、栄養のバランスを考へほしいものです。

表の献立では、一日目の朝食えに卵をつけたらよいと思います。二日目の白身魚の塩焼きは、こども向けにはフライにしたり、油身の多い魚にかえたり、少しの工夫で改善されるものです。またこの家庭のように、老人との同居の場合は、老人向け、こども向けを分けた食事が望ましいでしょう。

学校給食は、一日の三分の一の食事を受け持っています。児童の食事の年間百九十五食足らずを学校給食でまかなっているのみで、家庭の食事、おかあさんの食事によるものが、ほとんどを占めています。したがって、児童生徒の体位向上には学校給食と家庭の食事とが一体となって、これに努めることが大切といえます。こうしたなかで、近年にない物

価の上昇により、給食センターでも大きな打撃を受け、頭を痛めています。しかし、児童生徒の体位向上を考えるとき、そんなこともいえず、苦しいながら毎日給食づくりにがんばっています。この点も合わせ、みなさん方のご理解、ご協力をよろしくお願ひします。

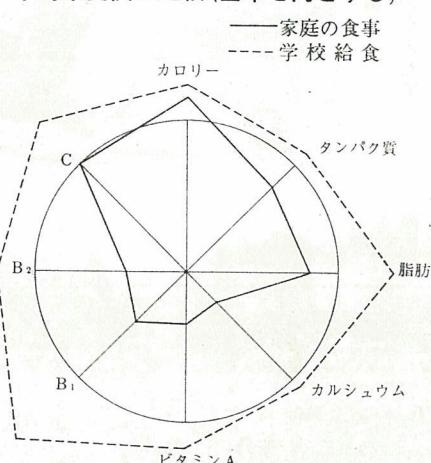
毎年、名古屋からこどもが遊びにくる。ことしも、また二十数人のこどもがやってきた。栗がどんな姿でなっているのか、落ちているのか見せてほしいといふ。栗の色づき始めた先ごろ、栗ひろいというほどのことはできなかつたが、いなかのこどもならだれでも知っているよう、あの青い栗のいがをむくに大きさを楽しんだ。川へ遊びに行つたとき、栗の実がたくさんなつていて木を見つけた。その木の下でさわぎながら一ヶだけ落ちていた大きな栗の実をうばい合っていた。そこへ行き合せた私は、「その栗は拾ってはいけないよ」というと「落ちているから、よいだろう」という。

こどもの成長に思う

こども育成会長 佐伯久治郎

かと、私は本気に考えさせられた。わかりきったようなことであっても、生活環境の違つたところになると、判断のつかないことを深く感じられた。人の子を守つて、わが子も守られて育つてることを、おとな等はいつそう心におさめなければならない。そして地域のこども達が無事に成長することを念するため、地域住民全体の成長を願つてやまない。

平均栄養価の比較(基準を円とする)



○学校給食は、児童が全部たべたとしての栄養価とする
○家庭の食事は1食当りとする

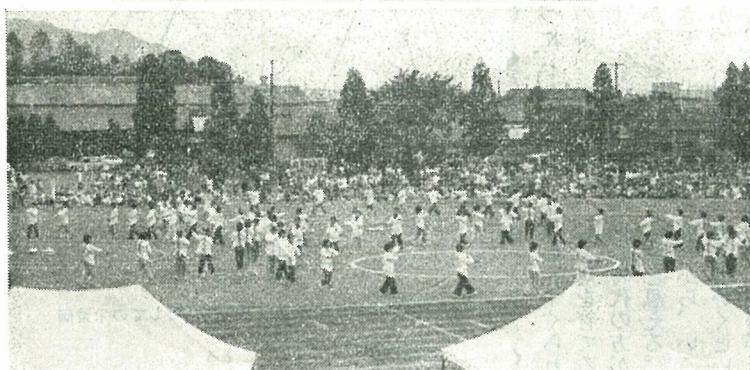
かあちゃん、がんばれ
それ引け!
ヨイショ



ウーン残念
ゴール寸前で転倒とは



お尻が軽ければ
もっと腰に力を入れて



水にゆかりの、水にゆかりの、名どろ川辺はハーバード
ことしのハイライト、婦人会のみなさんによる飛水郷小唄

澄んだ大気 に大歓声

町民運動会に拾う

年に一度の町民みんなの親睦とレクリエーション、そしてみんなで楽しむ、スポーツの祭典——。

第3回町民運動会は、ことしもさわやかな秋晴れにめぐまれた10月10日、中部中学校々庭において行なわれ、みなさん方の協力により楽しい一日となりました。赤ちゃんからお年寄りまで、文字どおり住民総参加のもと、参加することに意義のあるスポーツを、それぞれに満喫しました。ときどき起る珍芸、珍プレーに思わず爆笑のひと幕もあり、町民運動会ならではの光景として、いっそうなごやかムードを盛り上げました。

澄みきった大空のもと、終日、大歓声がひびきわたりすべてがバラエティに富んだ町民運動会でした。楽しかつその日をカメラに収めました。みんなでもう一度そのひとときを思い出してみましょう。



それ、がんばって!

町内の有権者総数は7,045人です

— 9月1日現在定時登録から —

公職選挙法では、毎年9月1日現在で、市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、9月10日までに登録しなければならないと定めています。この定めを一般的に定時登録といわれています。

町選挙管理委員会は、この定めによって委員会を開き、資格を有する人たちを選挙人名簿に登録することを決め、9月11日から5日間、役場において登録者の名簿を巡回しました。

その結果、町内有権者総数は、7,045人となり、前回より170人ふえました。なお、投票区別の有権者数は表のとおりです。

過去1年間における登録者数の移動

区分 男女別	前回定時登録現在における名簿登録者総数 A	定時登録に係る補正登録者数 B	選挙時登録者数 C	選挙時登録に係る補正登録者数 D	随時抹消者数 E	今回定時登録者数 F	今回定時登録日現在における名簿登録者総数 (A+B+C+D-E+F)
男	3,282		144	3	279	221	3,371
女	3,593		148	1	282	214	3,674
計	6,875		292	4	561	435	7,045

投票区別有権者数 (48.9.1現在)

投票区名	男	女	計
上川辺	531	558	1,089
中川辺	1,346	1,472	2,818
下川辺	247	265	512
鹿塩	174	199	373
福島	229	249	478
比久見	307	339	646
下吉田	148	158	306
下麻生	389	434	823
計	3,371	3,674	7,045

力作がいっぱい

明正選挙ポスター入選さまる

町選挙管理委員会では、昭和四十八年度の「明るく正しい選挙啓発ポスター」を、ことしも町内の小中学校の児童生徒から募集しました。

これは、明るく正しい選挙の推進と高揚を広くはかるため、明るく正しい選挙推進全国協議会などの共催で、毎年行なっているものです。

応募された作品は、いずれも立派なできばえで審査の先生方を悩ませましたが、第一次審査として町選挙管理委員会において厳選の結果、次のみなさんが入賞しました。(敬称略)

【小学校の部】

特選▽三年 佐伯きよみ(下麻生小) 加藤めぐみ(上米田小) 佐藤幹彦(川辺小) 伊藤ゆかり(同) 桜井えみ子(同) ▽四年 土屋清生(下麻生小) 馬場信幸(同) ▽五年 戸みゆき(川辺小) 佐伯好洋(同) 小横山香織(同) 熊田孝子(川辺小) 横山香織(同) ▽六年 木沢譲(同) 伊佐治佳子(同) 柴田真弓(同) ▽六年 小川浩(下麻生小) 武市久仁子(同) 高木直生(上米田小) 木下悦子(川辺小) 岩葉光子(同) ▽三年 渡辺浩(同) 小森恵子(同) 入選▽三年 山口直美(下麻生小) 渡辺浩(同) 小森恵子(同)

【中学校の部】

佐伯理恵(同) 佐伯治郎(同) 山田邦昭(上米田小) 山口孝男(同) 佳美(川辺小) 伊藤孝幸(同) 木保子(同) 中島希美子(同) 田沢文代(同) 渡辺雄三(同) 加藤美保子(同) 下田きさい(同) 田原武(川辺小) 矢島博之(同) 牧野泰美(同) 牧野和幸(同) 伊藤公子(同) 桜井好美(同) 奥村てるみ(同) 長谷部勝利(同) 後藤美佳子(同) 酒向聖子 ▽五年 佐原和敏(下麻生小) 土屋和子(上米田小) 肥田雅人(同) 肥田聰(同) 栗山実(川辺小) 鈴木真奈美(同) 村山雅子(同) 堀井正俊(同) 田口佐智子(同) 横田顕(同) 加藤敦子(同) 中島千和(同) 横井三津子(同) 白村晴子(同) 島崎美晴(同) ▽六年 山田廣樹(上米田小) 遠藤ひろみ(川辺小) 平野秀彦(同) 坪内かおり(同) 長島恵子(同) 鈴木由美子(同) 平岡忍(同) 金沢貴志(同) 青田葉子(同) 津田ひとみ(同) 井戸ゆきみ(同) 井戸誠子(同) 平岡伸弘(同) 水野宏美(同) 矢島享文(同) 江口直孝(同) 石山幸枝(同) 鈴木婦美子(同)



力作ぞろいの明正選挙ポスター

特選▽一年 木沢清香、高橋英秀子 ▽二年 河合範和、石原ちよみ、横山裕子 ▽三年 木沢尚子、馬場喜代子、矢島信一郎、前島美恵子 加納涼子

入選▽一年 桜井昭弘、小栗正典、西山宏子、馬場陽一、津田美幸、安田訓子、大脇康代、加藤久子、神田佳子、肥田克子、松村寛子、渡辺奈緒美、土屋孝司、田原真、佐伯美智代 ▽二年 佐伯千鶴、岩井一浩、桑畠典洋、牧田政秀、村瀬弘美、鈴木勢津子、福田伊津子、土屋紀子、栗山美津子、小沢保子、村瀬千鶴 ▽三年 日比野雅彦、肥田紀子、酒向英子、湯浅孝子、安江宏子、佐藤尚子、小島正也、加藤幸子、坪内美幸、渡辺匡康、堀井功治、桜井重和、金沢信之、山田利広、鈴木明美、武市美千代

